

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

本市職員の勤勉手当の支給率の引上げに準じて、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表以外の部分中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の202.5」を「100分の207.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月の期末手当支給率の特例）

- 2 議会の議員に対する平成27年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の212.5とする。

（期末手当の内払）

- 3 この条例による改正後の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなす。